

**「放送法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う電波法施行規則及び関係告示の一部改正等案」  
に対し提出された意見と総務省の考え方**

【意見募集期間：平成 23 年 1 月 22 日から同年 2 月 21 日まで】

No.	該当箇所	提出された意見	総務省の考え方
1	総論	<p>今回の包括免許対象のフェムトセル基地局や屋内小型基地局は、従来の個別免許局と比べて、高層ビル・住宅の屋内や地下街等における携帯電話の不感エリアの解消、移動通信サービスの高度化・多様化などのニーズに対して、円滑かつ迅速に対応することが可能となります。これら基地局の包括免許化を可能とする一部改正案を弊社は基本的に賛成いたします。</p> <p align="right">【イー・モバイル株式会社】</p>	<p>本件に賛同するご意見として承ります。</p>
2	「電波の発射を防止するために必要な措置を行うことが困難な場合に代えることができる措置を定める件」 表第 2 項	<p>1) 意見する箇所 「特定の無線設備であって、USIM等を取り付けなければ電波の発射ができないもの」 これは、主に携帯電話端末のことを示していると思いますが</p> <p>1-1) 現在使用できる携帯電話端末（端末）および、これから製品化され世の中に出回るものについては、USIMを外すことで電波が発射できない端末を、技適証明に合格とする端末と考えてよろしいのでしょうか。</p> <p>1-2) 過去に、2 世代携帯電話などと呼ばれる端末が世の中に出回り、この端末の時はUSIMでなく販売店を通して、サービスの利用と電波が発射について制御しているものと思われませんが、それらの端末についても、本来使用しなくなった場合、送信空中線の撤去が必要ですが、実際、送信空中線が筐体内部にあり、分解しないと撤去できないので、過去の端末についても具体的な処置を明確にする必要があると考えます。</p> <p align="right">【個人】</p>	<p>当該項は、いわゆる携帯電話に加え衛星携帯電話等の包括免許等が効力を失った場合に、免許人（電気通信事業者等）が行うべき措置を規定しています。</p> <p>包括免許された携帯電話端末については、その全てが電波法第 4 条第 2 号に定める適合表示無線設備であり、基地局の制御下でのみ電波を発射することが可能となっています。なお、包括免許及び適合表示無線設備の条件として、USIM等を搭載することは義務付けられておりません。</p> <p>また当該告示は、電波法施行規則第 42 条の 2 ただし書に規定されるように、同条の措置が困難な場合に適用可能なもので、原則は同条に定める措置を行うこととなります。お尋ねの第 2 世代携帯電話等についても、同条の表 4 の項の規定により、基地局等の空中線又は変調部を撤去すること等が行われるものと想定しています。なお、携帯電話による当該告示の適用が可能な場合は、空中線及び変調部が他の通信システム（通信規格）等と物理的に共用され撤去が困難な場合等が該当します。</p>